

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第19回）議事概要

### 1 日時

9月8日（月）午後3時から午後4時50分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所7階第2中会議室

### 3 出席者

（委員）内山泰造，亀田成春，小林暁子，嶋原文雄，玉木 健，西本仁久，林 和宏  
松井英美子，山崎 学，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）事務局長寺田鉄朗，民事首席書記官本間良行，刑事首席書記官空井克憲

（庶務）鈴木浩二，織田裕彦，安藤正樹，高嶋博之

### 4 議事トピックス

(1) 第19回委員会においては、まず、「裁判員の選任手続きについて」協議されました。協議冒頭、選任手続の広報ビデオを視聴後、裁判員選任手続、特に辞退事由について、具体的な事例の検討も含め活発な協議が行われました。

協議の中で、取り上げられた主な事項は、次のとおりです。

ア 裁判員候補者のうち多くは、選任手続のみで帰ることについての改善策（選任手続と審理手続の分離方式など）は考えられているのか。

イ 辞退事由につき、統一的な運用は検討されているのか。

ウ 具体的事例検討をもとに、候補者が中小企業の従業員などの場合、休暇の取得を会社に言いづらいと思われ、裁判所から会社への働きかけは考えられないか。

エ 裁判員（模擬）裁判の体験を広く伝えることにより、参加に消極的な方に参加意欲が生まれることとなるのではないか。

(2) その後、「裁判員制度の広報活動の在り方について」議論が行われた後、亀田委員から「利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて」協議方法等の提案がありました。

(3) 次回委員会においては、「裁判員裁判における審理の在り方 - 特に公判前整理手続とのかかわり」をテーマとして協議していくこととなり、併せて、「利用しやすい裁判所 - バリアフリー」について、裁判所から現状報告がなされることとなりました。

（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務 と表示)

### (1) 委員の自己紹介

新たに委員となった内山委員から自己紹介がありました。

### (2) 裁判員の選任手続について

裁判員の選任手続を説明する広報用ビデオを視聴。

裁判員選任手続についての簡単なビデオを見ていただきましたが、選任に当たっては、裁判員の方をいろいろな層の方々から選任したいという考えがある一方、国民の皆さんの中には仕事で多忙な方もいて、その負担についても考えなければなりません。本日は、それらの点についてどのようにバランスを取ったらよいかについて、委員の皆さんの御意見をお聴きして、運用に役立てたいと考えています。

取材の中で、裁判員裁判に参加するつもりで裁判所に行ったにも関わらず、50人呼び出したとしても、その多くは選任されずにその日に帰ることとなり、非常にやる気を無くすという意見が出ましたが、それについての改善策は考えられていますか。

模擬裁判では、選ばれなかった方に対し、その方々にも評議を体験していただいたことはありますが、制度が始まってからは、選ばれなかった方に対する何らかの手当はできないか検討しなければと考えています。裁判所を見学していただくことや広報用映画を見ていただくことは可能かもしれません。また、裁判員候補者として来ていただく方の人数を、50人程度から減らすことは考えられないか検討しています。もっとも、どれくらいの方が欠席するか分かりませんので、人数については検証して行きたいと考えています。

人数にかかわらず、裁判員裁判に来る方は、子供の世話を他の人をお願いするなど万全の準備をして来るわけですが、選ばれなかった方は、その準備が無駄になってしまうこととなります。責任を持って参加していただくためには、選任期日は1日で終了として、選ばれた方だけが1週間後くらいに審理手続を始めた方がよいのではないかと思います。

選任手続と審理手続を分離して行うことも考えられますが、分離せずに数日間連日で行う方が、アンケート調査の結果では支持がありました。今のところは、選任手続に引き続き審理手続を行うことを考えていますが、実際に始まって検証して行くうちに分離する方がいいということになるかもしれません。

選任手続における裁判所の判断について、あまりばらつきがあると問題があると思われるのですが、統一した運用は、考えられているのですか。

札幌地裁には刑事部が3か部あり、それぞれ判断していくわけですから、異なる判断になる場合があると思います。しかし、あまりばらつきがあると問題ですので、3か部のうち1か部が選任手続部会として選任について研究し、その結果を他の部に情報を提供し、全体で共通認識をもつ態勢を取っています。また、全国的な関係でも、中央での協議会や地方ブロックごとの協議会が開かれ、そこで各庁が協議し共通認識をもつように努めています。

分離して行うかどうかについては、北海道の場合、距離的なところも問題となると思われますが、一律に判断しないで行う必要があるのではないかと思います。また、辞退事由については、事例を細分して検討し、認定は緩やかにする必要はあると思います。

裁判員制度全般でお聞きしますが、地裁委員会や新聞などでいろいろな意見が出ていると思いますが、それらの意見に基づいて当初の裁判所の運用を改善、修正された例はあるのですか。

例えば、裁判員候補者の方に送付する書面の標題は、当初「呼出状」となっていました。全国的にも評判が悪く、裁判所に来る気がなくなるという意見や協力していただくのであればもっとソフトな表現がよいという意見があり、「お知らせ（呼出状）」に変えようということになりました。また、模擬裁判で候補者から出された意見を踏まえ、待ち時間を短くするため集団質問を取り入れることとなりました。（資料「辞退事由の検討事例」事例1について協議）

事例1については、代わりの方がいるかどうかや経営者の姿勢にもよるのではないかと思います。

事例1については、模擬裁判であった事例で、この事情では当日選任手続に来ていただくことになりましたが、当日の質問の際に、上司が代わってくれることとなったと述べたことから、辞退とはなりませんでした。

今の事例で、候補者が上司に裁判員裁判への参加のため休むことについて話をしているわけですが、働いている者は、このような状況では、上司に休みを言いづらと思います。ですから、裁判所から職場の上司に協力を求める連絡をすることを考えるべきではないでしょうか。また、裁判所のPRは、中小企業向けが不足していると思われます。休みやすく、制度の理解も進んでいる大企業よりも、むしろ中小企業へのPRが必要と思います。

裁判員を選ぶスタンスとして、一つは、多くの方に来ていただいて、やりたくない方は外して行くというスタンスと、もう一つは、抽選であれ選任された以上、引き受けていただくというスタンスがあると思いますが、辞退事由を考えるにあたり、

どちらのスタンスが定めないと、議論が定まらないと思います。

なるべく多くの方に来ていただきたいですが、希望者だけで行うということではありません。

そうすると裁判所から会社の上司への説得も考えられますが、コストの問題が出て来ると思います。

コストの問題もあり、会社の上司への説得は考えていません。むしろ裁判所が会社の上司へ説得することは、むしろ公権力の行使として裁判員を押しつけると受け取られかねないと思います。

個々の裁判員のお知らせの際に、企業向けの参加を促すペーパーなどを入れることは考えられないですか。

制度の広報は、個々の形ではなく、中小企業を含め企業に対し行っていきたいと思います。

先ほども述べましたが、一般の企業では、従業員は、なかなか裁判員裁判に参加するため休むとは言い出しにくい状況にあると思います。小さな企業になれば、その従業員の役割も大きくなるわけですから。その点、裁判所が参加してもらいたいと考えるのであれば、何らかの形で、企業に働きかける必要があると思います。

零細企業などは、有給休暇もとれないところもあり、裁判員制度がどうかということよりも休みも取れない従業員がいることは事実ですが、その方のために裁判所が介入することは、なかなか難しいと思います。やはり経営者にねばり強く理解を求めていくしかないと思います。

やはり、辞退については、本人に申し立てていただき、それについて判断していくのがよいのではないかと思います。

(資料「辞退事由の検討事例」事例5について協議)

候補者に対する事前の調査は、書面だけで行うことを考えています。さらに裁判所から電話をかけて調査を行うことは考えていません。委員の皆さんに御意見を伺いたい点は、候補者に事情がある場合、裁判所に来ていただかなくてよいと考える境界線はどのあたりなのかです。

どちらかというところ、裁判員には希望された方がなるのがよいと思っていますが、それなりに理由がある方については、辞退を認めてもいいのではないかと思います。

おそらく候補者の方の事情は、千差万別であろうかと思います。地域や職種での調査をしていただき、想定される事情による基準を作り、なるべく多くの方に来ていただいて個別に判断して行くことになるのだらうと思います。

辞退事由については、制度スタート当初は、若干緩やかに運用するのが望ましい

と思います。最初から、ガチガチに運用して、職場にいられなくなったとか、病気が悪くなったなどクレームが来て支障が出ると困ると思います。

マスコミとして想定されるニュースとしては、乗り気でなかったが裁判員となるために自動車で裁判所に向かったが、途中交通事故で死亡してしまったというもので、その場合、世論は、裁判員制度をどのように考えるでしょうか。裁判員となることは義務として負わされるが、得るものは何なのかという問題です。

裁判員は登録制で行った方がよいという意見もありますが、なるべく多くの方が参加する制度であるという趣旨からすると、やはり、選ばれた以上、何とかがんばって参加してもらうことを強調して説明した方がよいと思います。裁判員は、そのような意識で参加する方に担当していただきたいと思います。

模擬裁判を体験した方は、多くは裁判員をやってよかったと感じていただいています。

実際に裁判員裁判に参加した方は、ただの負担だけでなくやりがいがあったということであれば、その声を広く伝えてもらえば、裁判員になりたくないという人も、やろうという気持ちが起こるのではないかと思います。それが一番よいスタートになるのではないかと思います。

### (3) 裁判員制度の広報活動の在り方について

事務局から、札幌地方裁判所における最近の裁判員制度広報活動につき説明。

木村拓哉さんが検察官役で主演した「HERO」というTVドラマがありましたが、裁判もドラマになりやすいと思われるので、裁判員制度を取り上げたTVドラマもよいと思います。

先日、裁判員候補者割当員数の数値が公表されましたが、北海道の各地裁から3日間にわたってばらばらに公表されました。各地裁ごとに違うのは分かりますが、3日間で出せるのであれば、もっと連携をとって一括して出していただきたい。そうすれば、道民に対する周知としてわかりやすいし、テレビでも取り上げやすいと思います。今後は、同様なものは、一括して対応してもらいたい。

アンケート結果からですが、今後の広報活動の課題としては、裁判員に積極的にになりたい方に対する広報と裁判員の方の服装が上げられると思います。普段着でよいのかどうか、あるいは、服装を気にしないためにユニフォームが必要ではないかという意見もありました。

現段階で最も広報しなければならないことは、11月末から12月にかけての候補者の方々への通知だと思えますが、その通知の際に、市民講座の案内の通知を入れるなどが考えられるのではないかと思います。

その時期に市民講座的なものを企画したいと考えていますが、それは、候補者だけをターゲットとしたものではなく、候補者も参加可能な形での市民向けの企画を検討しています。

(4) 利用しやすい裁判所について

亀田委員から「提案書」のとおり説明があった。

バリアフリーは、どこにおいても必要なものですが、裁判所においても、新しい庁舎は設備が整備されていますが、古い庁舎は改修しなければならない部分があるかもしれません。この機会に、バリアフリーを取り上げて検討することもよいことだと思います。

それでは、次回、裁判所から「札幌地方裁判所（支部を含む。）におけるバリアフリーの現状」について報告することとします。

(5) 今後の協議テーマについて

裁判員制度については、本日選任手続について議論しましたが、今後、どのような事項を議論したらよいか、御意見はありますか。

裁判員裁判に出てくる資料は、捜査機関が調べた資料の全てなのか、あるいは、一部だけ出てくるのでしょうか。そのことは、裁判員裁判に影響しないのでしょうか。

委員の問題意識を整理しますと、裁判員に分かりやすくするために、争点及び証拠を絞る公判前整理手続を設けたのですが、一方、そのような手続で、裁判員は事件の真相に迫ることはできるのかになると思われます。それを踏まえ、次回の協議テーマとしては、「裁判員裁判における審理の在り方 - 特に公判前整理手続とのかわり」をテーマとすることとします。

6 次回の予定について

平成20年12月16日（火）午後3時から開催します。

## 辞退事由の検討事例

### 事例 1

スーパーマーケットで商品の発注をしている。毎日の発注のため、2日以上休むと商品の手配ができない。年に1回くらいは急病で他の人に代わってもらうことはあるが、職場で3連休で休む人はいないので、休みを言い出しづらい。

### 事例 2

営業販売の仕事をしている。顧客の担当が固定しており、営業から契約、アフターサービスに至るまで、商品の専門的知識に基づいた一貫した対応を行っている。自分が担当している顧客から連絡や問合せがあった場合、自分が対応しなければ顧客に迷惑をかけることになる。

### 事例 3

5歳の子供を保育園に預けて夫婦ともに働いており、夕方6時までには娘を迎えに行かなければならない。夫の仕事時間は不定期であり、祖父母も遠方に住んでいる。保育園で子供が急に熱を出したり具合が悪くなったりしたときは電話連絡が来て、日中でもすぐに迎えに行かなければならない。

### 事例 4

犯行場面が気持ち的にいやなので、精神的ショックが不安である。犯行の際の細かい状況説明や女性に対する暴力事件の内容などを聞いて、どのような精神状態になるかとても心配である。夜、眠れなくなるのではないかと考えてしまう。

### 事例 5

伊達市に住んでいる無職の67歳である。高血圧であること以外は、特に病気などはないが、札幌まで出かけるのには3時間くらいかかり、さらに3日間も裁判の手續にかかわらなければならないのは身体的にきついと思うし、自信がない。